

緊急短期資金保証制度

1. 制度目的

本制度は、自然災害等の有事において、短期的な運転資金を供給することによって、喫緊の資金繰りを支援し、中小企業・小規模事業者の事業継続を後押しすることを目的とします。

2. 申込人資格要件

別に定める自然災害等により直接的、間接的に被害を受け、事業継続に支障を来している中小企業・小規模事業者とします。

※ 別に定める自然災害等に、平成 30 年 9 月 6 日発生した「平成 30 年北海道胆振東部地震」（以下、胆振地震）を指定します。

なお、本制度（胆振地震）の取扱期間については、平成 30 年 9 月 12 日（水）保証申込受付分から平成 31 年 3 月 29 日（金）保証承諾分までとなります。

3. 申込方法

金融機関経由保証に限ります。

4. 融資条件

(1) 保証限度額

直近決算（確定申告）の平均月商の 1 ヶ月以内とし、1 事業者 1 口限りとします。

ただし、最初の決算（確定申告）が未到来である場合は、試算表等に基づく月商で対応可能とします。

なお、一般保証または小口零細企業保証にて取扱うものとし、各保証の保証限度額は以下のとおりとします。

① 一般保証の場合

2 億 8, 0 0 0 万円以内

ただし、一般普通保険にかかる保証 2 億円以内、一般無担保保険にかかる保証 8, 0 0 0 万円以内による取扱とします。

② 小口零細企業保証の場合

2,000万円以内

ただし、いずれの場合においても、既存の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）を含めた合計の範囲内とします。

(2) 保証形式 個別保証

(3) 保証割合 ① 一般保証の場合

責任共有制度の対象となる取扱に限ります。

② 小口零細企業保証の場合

責任共有制度の対象外とします。

(4) 対象資金 事業継続に必要とする短期的な運転資金

※ ニューマネーのみとなります。

(5) 保証期間 12ヵ月以内

(6) 返済方法 一括返済とします。

ただし、保証期間到来時、中小企業・小規模事業者が一括返済できない場合は、長期資金にて借換可能とします。

(7) 貸付形式 証書貸付または手形貸付

5. 対象金融機関

約定書締結金融機関

6. 貸付金利

取扱金融機関所定利率

7. 信用保証料率

(1) 一般保証の場合 年 0.45%～1.90%

(2) 小口零細企業保証の場合 年 0.50%～2.20%

※ 有担保割引、会計参与設置会社割引適用あり

8. 担保・保証人

- (1) 担保 必要に応じて徴求とします。
- (2) 保証人 原則として法人代表者以外の保証人は徴求しないもの
とします。

9. 地方公共団体の融資制度との併用

併用は不可となります。

添 付 資 料

1. 緊急短期資金保証制度要綱

緊急短期資金保証制度要綱

1. 目的

本制度は、自然災害等の有事において、短期的な運転資金を供給することによって、喫緊の資金繰りを支援し、中小企業・小規模事業者の事業継続を後押しすることを目的とする。

2. 申込人資格要件

別に定める自然災害等により直接的、間接的に被害を受け、事業継続に支障を来している中小企業・小規模事業者とする。

3. 申込方法

金融機関経由保証に限る。

4. 保証限度額および保証形式

(1) 保証限度額

直近決算（確定申告）の平均月商の1ヵ月以内とし、1事業者1口限りとする。

ただし、最初の決算（確定申告）が未到来である場合は、試算表等に基づく月商で対応可能とする。

なお、一般保証または小口零細企業保証にて取扱うものとし、各保証の保証限度額は以下のとおりとする。

① 一般保証の場合

2億8,000万円以内とする。

ただし、一般普通保険にかかる保証2億円以内、一般無担保保険にかかる保証8,000万円以内による取扱とする。

② 小口零細企業保証の場合

2,000万円以内とする。

ただし、いずれの場合においても、既存の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）を含めた合計の範囲内とする。

(2) 保証形式

個別保証とする。

5. 保証割合

(1) 一般保証の場合

責任共有制度の対象となる取扱に限る。

(2) 小口零細企業保証の場合

責任共有制度の対象外とする。